

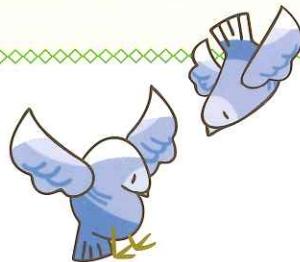
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業) のしおり



福祉サービス利用援助事業では、
高齢の方、障がいをお持ちの方等が、
安心して地域で自立した生活を継続するために、
ご本人との契約により支援をしています。

ふくし りょうえんじょ じぎょう 福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)

福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理等でお困りの高齢の方、障がいをお持ちの方などを対象に、利用者ご本人との契約に基づき、下記のサービスを提供しています。



基本のサービス

① 福祉サービス利用援助

職員が定期的に訪問し、以下のような支援を、見守りを兼ねて行ないます。

こんなとき

- “福祉サービスの利用のしかたがわからない”
- “区役所から書類が来たけど、どうすればいいの？”
- “訪問販売の人人が来て、高価な物を買う契約をしてしまった…どうしよう”

サービス内容

- ・福祉サービスの利用にともなう手続きや、利用料等の支払い
- ・さまざまな福祉サービスに関する情報提供や助言
- ・区役所等から送付される書類の確認や手続き
- ・日常生活上の消費契約が適切に行われるための支援など

※福祉サービス利用援助とは…

介護保険法・障害者自立支援法の導入により、日常生活に必要な福祉サービスが、利用者と福祉サービスを提供する各事業者との間の「契約」によって提供される仕組みになりました。契約を結ぶためには、利用者自身で必要な情報を入手し、その情報を理解・判断し、自分で決めることになりますが、この流れがお一人では難しい方に対する支援として、「福祉サービス利用援助事業」が社会福祉法に位置づけられました。「福祉サービス利用援助」は、福祉サービスを適切に利用するための一連の援助を、体系的に行なう支援のことです。



オプションのサービス 福祉サービス利用援助とあわせて支援します

② 日常的金銭管理サービス

こんなとき

- “暗証番号を忘れてしまった…”
- “どの印鑑がどの通帳のものかわからない”
- “お金や通帳などが見あたらない”



サービス内容

- ・日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金、医療費、家賃、保険料等の支払い
- ・年金や福祉手当等の受領に必要な手続きや確認

※この支援で使用する通帳と印鑑は、お預かりすることもできます。

使用する通帳の残高が一定の金額を超える場合は、新たに支援用の口座開設をお願いすることがあります。

キャッシュカードによる支援は行えませんので、その都度払い戻し請求書・委任状の記入をお願いすることがあります。

③ 書類等の預かりサービス

こんなとき



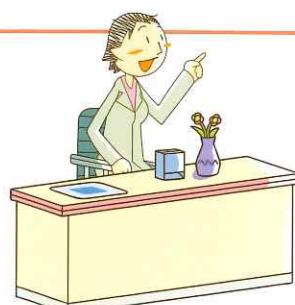
- “通帳や印鑑などの大事な書類等をどこにしましたか忘れてしまう”
- “一人暮らしで、大事な書類を家に置いておくのがちょっと心配…”

サービス内容

下記のものを「サポートとしま」で契約している金融機関の貸金庫でお預かりします。

年金証書、預貯金通帳、実印や銀行印、不動産の権利証、契約書類、保険証書など

※現金、期日管理が必要な書類（更新や解約が必要な定期預金通帳等）、有価証券、自宅や貸金庫の鍵、それ自身に価値があるもの（宝石、骨董品、美術品等）などはお預かりできません。



〈「書類等の預かりサービス」のご利用にあたって〉

銀行の貸金庫に預けるため、日常的に使用しない書類のみを預けてください。書類が必要となった場合は、当日ですと対応できかねますので、できるだけ早めにご連絡ください。

利用料

サービス内容	利用料
①福祉サービス利用援助 ②日常的金銭管理サービス	1回 1,000円 (1時間 30分まで。以降 30分延長ごとに 300円加算) または、月額 4,000円
③書類等の預かりサービス (このサービスだけのご利用はできません)	月額 1,000円

■ 福祉サービス利用援助事業に該当しない場合



- ・判断能力が契約可能なレベルを下回っている方
- ・施設に入所、病院に長期入院している方
- ・日常範囲を超える高額な財産管理が必要な方など ...

⇒ 成年後見制度等のご利用をお勧めいたします



■ご利用までの流れ



① 相談受付

② 訪問調査

専門員がご本人の自宅を訪問し、生活状況や利用意思、契約能力についての確認をします。



③ 契約締結能力の判定

契約締結判定ガイドラインの実施（2回）

※1回目のガイドラインの約1週間後に2回目を実施。

④ 支援計画の作成

ご本人と相談しながら定期支援の回数や内容等を決めます。

⑤ 契約締結

⑥ 支援の開始（利用料の発生）

担当の生活支援員が、定期的にご本人宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行ないます。

⑦ 援助の評価と見直し

※生活保護を受けている方は、担当のケースワーカーを通じてご相談ください。

☆☆☆☆ 利用希望者のご家族、関係機関の方々へ ☆☆☆☆

ご家族や関係機関の方からご相談をいただいた時に、「急いで契約し、すぐに支援してほしい」というご希望が多くあります。

本事業は、あくまでも利用者ご本人との契約によってさまざまな支援を行う事業になります。そのため、利用されるにあたり以下の2点が大切な条件となります。

1点目は、ご本人の利用意思が確認できることです。関係者がご本人のために本事業の利用が必要だとお考えになっても、ご本人が本事業の必要性を感じておらず、利用を希望されない場合は、契約できません。

2点目は、ご本人に本事業の契約締結能力があることです。ご家族や関係者の方とは契約できません。ご本人と契約できるかどうかの判断は、国から示されている「契約締結判定ガイドライン」に基づき、当社協の専門員が行ないます。判断が難しい場合には、第三者機関である契約締結審査委員会の審査にはかります。契約ができないと判断された場合には、成年後見制度など、他の制度の紹介をさせていただきます。

本事業を理解し、ご契約いただくためには、当社協の専門員が少なくとも数回はご本人に直接お会いし、生活状況の確認や本事業でできるお手伝いの内容の整理、ご本人の利用意思や契約締結能力の確認等を行ないます。そのため、ご相談から契約まで、最低1ヶ月程度、時には3ヶ月程度の期間がかかってしまうこともあります。

また、これまで関わりのなかった専門員が訪問したり、通帳などを預かったりすることに対し、ご本人が抵抗を感じられる場合も多くあります。面接などにご家族や関係機関の方に同席いただくなど、ご本人との信頼関係が円滑につくれるよう、ご理解、ご協力ををお願いいたします。

福祉サービス権利擁護支援室 「サポートとしま」

- 開室時間 月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝祭日、
12月29日～1月3日を除く)
8:30～17:15

- 住 所 〒170-0013
豊島区東池袋1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎4階

● 電 話 03-3981-2940

● ファックス 03-3981-2946

● ホームページ <http://www.toshima-shakyo.or.jp>

